



今号の表紙



東京都美術館

(東京都台東区)

東京都美術館は1926(大正15)年5月1日に東京府美術館として開館しました。早稲田大学や東京美術学校で教壇に立ち、多くの後進を育てた建築家岡田信一郎の設計によるもので、その建物は四方の入り口に列柱を配したヨーロッパ古典主義の建築でした。

現在の建物は1975(昭和50)年9月に竣工しました。設計は、株式会社前川國男建築設計事務所(現:前川建築設計事務所)によるものです。日本のモダニズム建築の巨匠・前川國男は、公共建築の設計では、広場やロビー、レストランを重視しています。その場を訪れる人がどれだけ都市的な楽しみを味わえるかに力を注ぎ、建築を通して都市の空間を生み出していったのです。

1975(昭和50)年の建物竣工から約36年が経ち、施設や設備の老朽化が進みました。

2010(平成22)年3月から2012(平成24)年2月にかけて大規模改修工事を実施。改修は、既存の躯体を残したうえで全面改修工事となりました。設備の全面更新に加え、ユニバーサルデザインの整備、来館者の鑑賞空間の質的向上や利用者の利便性向上が図られました。

(東京都美術館のWebより引用)

3 特別寄稿

・建築思想と開口部

株式会社 日本設計 フェロー
 公益社団法人 日本建築家協会
 副会長 + 近畿支部長
 大阪工業大学大学院 非常勤講師
 松尾 和生 氏

4-9 特集

・通常総会開催される

10 木下元会長、ご逝去

・故木下元会長の功績を紹介します

10 NEWS

・「令和8年度 シャッター施工技能検定試験」の実施について

11 会員企業紹介

- ・有限会社共栄シャッター
- ・ナブコシステム株式会社

12-13 キーワード解説

物流効率化法の改正

～改正内容と企業対応のポイント～

14-15 Spotlight

- ・シャッターの使用状況調査 2025

建築思想と開口部

Openings and ideas

株式会社 日本設計 フェロー
公益社団法人 日本建築家協会
副会長 + 近畿支部長
大阪工業大学大学院 非常勤講師
松尾 和生 氏



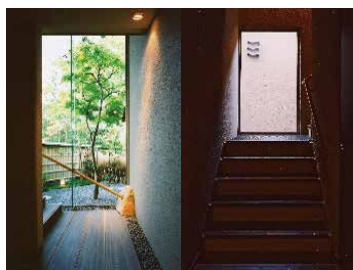
まず始めにこれまで36年程の間、お世話になってきたシャッタードア業界の皆様へ感謝し、ここに寄稿させて頂くことを光栄に思います。さて、これまで関わった建築たちには多くのシャッターが設置されて、その建築は大小様々ではあるが、実際竣工した50件以上の建築×1件あたりの平均が20か所としても1000個以上。建具は、ざっとその10倍以上の数になるのだろう。建築は多くの人の力の結晶であり、関係者皆様の絶え間ないご努力に敬意を表したい。

建築とはその国の文化性や品性を現すと言っても過言ではなく、その国の歴史や伝統を体現する。その国の特徴や国民性を示し、建築空間の良し悪しにも繋がり、それは建具に限らず、トップライトやシャッター等のあり方も同様である。その昔、シャッターの無い時代は雨戸が風雨や動物から人を守っていた。雨戸に同じく、開口部の脆弱さを等圧空間で補いながら、水密性及び防護性、断熱性、遮音性等を向上させるシャッターは、現代の家

には必需品とも言える。

私は、これまで何度か同じ質問をされている。開口部の取り方はどの様に設計するのか？何を考えていたのか？と聞かれる。その答えは風景を切り取り、主人公を生かし、同時に光を見ている。人はモノ自体を見るのではなく、その反射光により形や色彩を識別する。この中に潜む建築思想は、知らぬ間に感動という衝撃と共に人の心に染み入る。つまり建築とは、つくる心を形へ具象化することにある。以下、これまで創造してきた建築事例を見てみよう。

これらは建築思想から生み出され、その連続的なシークエンスは人を詩的空間に誘う。建築家は形もさることながら、小説家や思想家の様なもので、少々、分かりにくく掴みにくいかもしれないが、偏屈者でも変わり者でもない。今後とも、日本建築家協会は社会に貢献する団体であり続けたいと思うと共に、同時に貴会の益々の繁栄を祈念している。



通常総会開催される

5月19日（火）午後、東京都千代田区のホテルグランドアーク半蔵門において、（一社）日本シャッター・ドア協会の2026年度通常総会が開催された。第48回定例理事会の後、続いて、記者会見が行われ、夕刻より懇親会が開催された。なお、協会表彰は懇親会内で実施された。



15時30分より、第一種会員および監事出席のもと「2026年度通常総会」が開催された。通常総会では、潮崎会長が議長を務め、報告事項として2025年度事業報告が行われた後、決議事項として、第1号議案「2025年度決算（案）承認の件」、第2

号議案「役員（理事・監事）選任の件」、第3号議案「新会費（案）承認の件」が諮られ、原案通り承認された。次にその他報告事項に移り、2026年度事業計画および2026年度収支予算、2026年度協会表彰、会員の状況等について報告された。

定例記者会見が開催される



17時より、日刊紙、業界紙11社の参加のもと、定例記者会見を開催した。会見には、潮崎会長、高山副会長、青木専務理事が出席し、高木事務局長が司会を務めた。

まず、潮崎会長より、今年度の当協会を取り巻く環境について説明が行われた。続いて、そのような環境の中での当協会の課題として、ストック対策の推進、シャッター施工者の確保・育成に向けた取り組み、防災・減災や防犯に寄与する製品の普及の3点について言及した。その後、青木専務理事より2026年度事業計画について説明が行われ、質疑応答を経て記者会見は終了した。

2026年度懇親会が開催される

18時からは会員ら188名が出席し、懇親会が開催された。

高木事務局長の司会により開会され、潮崎会長からご出席いただいた方々への御礼と、協会としての今年度の方針や業界の動向などについての報告が行われた。続いて、ご来賓の4名の方より挨拶をいただいた。その後、協会表彰者の皆様の表彰が行われ、高山副会長の乾杯の発声により歓談に移った。会は19時30分に高橋副会長の締めでよりお開きとなった。



■潮崎会長ご挨拶



先ほど開催されました通常総会におきまして、2025年度決算をはじめ、全ての議案が可決されました。総会が滞りなく終了しましたことを、先ずはご報告申し上げます。また、総会後の理事会におきまして、役付き役員の選定が行われ、私・潮崎と、高山、高橋の両副会長が、継続して当協会の舵取りを担うこととなりました。会員の皆様のご協力をいただきながら、当協会の事業を着実に推進していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

さて、当協会を取り巻く市場環境ですが、我が国の景気は緩やかに回復しているとされるものの、2025年度は、シャッターの出荷量は対前年度マイナス6.4%、ドアがマイナス8.5%となり、残念ながら低調な動きが続いております。先行指標となる建築着工は弱含みとなっておりますほか、着工、工期の遅れなども指摘されているところです。加えまして、緊迫する中東情勢が我が国経済に及ぶ影響は、予断を許さぬ状況となっております。我々としましても、今後、これらの動向をしっかりと注視していく必要があると考えております。

このような中での当協会の活動の方向ですが、特に重点

的に取り組むべき課題としましては、第1点は、ストック対策の推進です。防火設備の定期検査報告制度の的確な運用、推進を図りますとともに、防火設備検査員の実技講習を引き続き着実に実施してまいります。また、点検の日、安全の日を中心とした広報・普及活動など、シャッター及びドアの適切な維持管理や安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

第2点は、シャッター施工者の確保・育成に向けた取り組みです。昨年、当協会が国から指定試験機関に指定されました、シャッター施工職種の技能検定試験を、引き続き着実に実施しますとともに、この技能士資格をベースに、建設キャリアシステム等の導入を目指す取り組みを進め、施工者の適切な能力評価や処遇改善に結びつけたいと考えております。

第3点は防災・減災や防犯に寄与する製品の普及です。浸水防止用設備や窓シャッターの技術標準を策定、改定を進めますとともに、防災・減災や防犯に寄与する製品について、重点的な広報活動を展開し、その普及を推進してまいります。

以上のような重点的な取り組みに加え、現在、国におきまして、建築物のライフサイクル全体での脱炭素化を評価する仕組みづくりが進んでいることを踏まえまして、シャッター・ドアに関するライフサイクルカーボンの原単位の整備を検討することとしております。このような動きに関しましては、適時、会員の皆様への情報提供、情報共有に努めていきたいと考えております。

当協会では、これからも、会員各社と力を合わせ、協会活動を着実に進め、安全で安心できる社会の形成に貢献していきたいと考えております。関係者の皆様には、変わらぬご指導、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

■ご来賓の挨拶



衆議院議員
田中 和徳 氏

近年、国土交通省においては、木材を活用した建築物の普及に向け、建築基準法の改正など各種施策が進められております。このような中、シャッター・ドア協会の皆様には、安全確保、とりわけ建物低層部におけるシャッターの在り方について多大なるご尽力をいただいております。加えて、技術者の訓練等、技能の研鑽に努められるとともに、カーボンニュートラル社会の実現に向けた取り組みも積極的に推進されており、業界の果たす役割はますます重要となっております。これから、関係各位と連携し、皆さまのお役に立てるよう、微力ながら尽力してまいります。



衆議院議員
平 将明 氏

昨今では、気候変動や温暖化に対するいわゆる ESG 投資の在り方が大きく変わってきております。従来の CO₂ 排出をコントロールする投資から、気温上昇を前提に、いかに自分たちの生活や社会を守るかという方向へ投資の比重が移ってきていると感じております。その中で、皆様の業界においては、減災・防災、防水シャッターといった取り組みは、まさにこの流れに合致するものと考えております。政治としても、集中豪雨等への対応が求められる中で、各法人や個人住宅を含めた施策や、減災に対するインセンティブ・補助制度の充実が重要な課題であり、ぜひ皆様からもお知恵を賜りたいと存じます。



衆議院議員
石原 正敬 氏

三重県四日市市において昨年発生した大規模な水害を受け、止水板の運用について改めて見直していく必要性が指摘されております。特に公共施設における地下駐車場などの被害を未然に防ぐ観点から、国土交通省を中心にガイドラインの見直しが進められ、中部地方整備局においても踏み込んだ意見をいただいております。今後は単に設置するだけでは、防災・減災対策としては、十分に対応できないということではありますので、適切な運用を徹底していくことが重要とされています。引き続き、皆様からのご指導・ご意見を賜りますようお願い申し上げます。



国土交通省住宅局 参事官
高木 直人 氏

日頃より住宅行政、建築行政に多大なるご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。足元では、資材費や労務費の上昇、価格転嫁の影響により住宅価格が高騰しており、さらに中東情勢の不安定化が影響を及ぼしている状況にあり、流通の過程において目詰まりが生じ、末端まで十分に行き届かない事象も見られております。これまでも断熱材、各種建材、ウッドショックなど供給の乱れが発生しており、一度混乱が生じると沈静化には時間を要します。こうした状況を踏まえ、住宅産業界全体でエンドユーザーのためにこの困難を乗り越える工夫をお願い申し上げます。

■乾杯の発声

今年度は、中東情勢の影響による石油関連製品の確保などにおいて、皆様もさまざまなご苦勞をされていることと存じます。このような時こそ、冷静に状況を判断して、業界としての信頼の確保に全力で取り組んでいくことが重要であると考えております。



高山副会長

■中締め

本総会を経て、新たな一年が正式にスタートいたします。中東情勢の影響による資材調達の不安定化など、さまざまな課題が想定される一年ではございますが、協会として引き続き情報発信と共有に努めてまいります。今後ともよろしくお願いいたします。



高橋副会長

2026年度 協会表彰

本年度、優秀工事従業者協会表彰として8名、協会表彰は個人として3名が表彰された。

■優秀工事従業者協会表彰

| | |
|--------|---------------|
| 奥野 優斗氏 | 三和シャッター工業株式会社 |
| 寺田 匠氏 | 三和シャッター工業株式会社 |
| 小林 将樹氏 | 文化シャッター株式会社 |
| 芦谷 智夫氏 | 文化シャッター株式会社 |
| 佐藤 哲史氏 | 東洋シャッター株式会社 |
| 堀川 誠氏 | 株式会社鈴木シャッター |
| 小野 道彦氏 | 金剛産業株式会社 |
| 佐藤 淳氏 | 金剛産業株式会社 |



奥野 優斗氏



寺田 匠氏



小林 将樹氏



芦谷 智夫氏



佐藤 哲史氏



堀川 誠氏



小野 道彦氏



佐藤 淳氏

■協会表彰

| | | |
|--------|------------|-------------|
| 坂田 勝也氏 | 浸水防止用設備委員会 | 株式会社オカムラ |
| 森 美代子氏 | メンテナンス委員会 | 株式会社鈴木シャッター |
| 藤田 直也氏 | OHD 技術委員会 | 文化シャッター株式会社 |



坂田 勝也氏



森 美代子氏



藤田 直也氏

2026年度 事業計画

はじめに

シャッター及びドアは、建築物において防犯等の管理機能や防火・遮煙等の防災機能といった重要な役割を担っている。

当協会は1964年に社団法人日本シャッター工業会として設立され、2000年には社団法人日本シャッター・ドア協会として新たにスタートし、今日まで、このような重要な役割を担うシャッター及びドアの性能向上や普及を通じて、より安全で安心できる社会の形成に貢献してきたところであり、引き続き、協会活動を着実に推進していく。

シャッター及びドアに関する各種基準類の策定や改定、製品安全の確保に向けた取り組み、維持管理における安全対策の推進、所定の性能を有するシャッター及びドアの認定等は、協会活動の基盤となる事業であり、引き続き、着実に実施する。

シャッター及びドアのストックは膨大なものとなっており、ストック対策が重要となっている。適切な安全確保や維持管理のための広報活動を展開するとともに、防火設備の定期検査報告制度について、適切かつ円滑に実施されるよう、会員及び関係機関等とともに取り組む。

また、シャッター施工者の確保・育成、施工品質の向上等を図るため、引き続き、技能検定試験を着実に実施するとともに、建設キャリアアップシステム等の導入に向けた検討を進める。

さらに、浸水防止用設備の技術標準の策定や広報活動、防犯製品に関する広報活動の展開など、防災・減災、防犯に寄与する商品の普及に取り組む。

2026年度においては、今後の経済社会の動向や、業界及び当協会の課題やあり方も見据えながら、会員及び関係機関等と連携を図り、以下のような事業を推進するものとする。

1 調査研究普及事業

シャッター及びドアに関する技術基準等の策定・改定、製品安全への取り組み、維持管理における安全対策の推進等を行う。

(1) 技術基準類の策定

- ・技術基準類の策定、改定を進める。
 - 重量シャッターの技術標準を改定する。
 - 浸水防止用設備パネル型の技術標準を策定する。
 - 窓シャッターの技術標準を改定する。
 - 高速シートシャッターの技術標準を改定する。
 - オーバーヘッドドアの技術標準の改定に向け、各基準を検討する。
- ・オーバーヘッドドア JIS の改定に向けた取り組みを進める。

(2) 製品安全への取り組み

- ・事故情報の収集・分析を継続的に行うとともに、シャッター・ドア等安全対策検討委員会において、事故発生原因及び防止策について検討する。
- ・耐火クロスクリーンの設置に関する自主管理の確認を行う。

(3) 維持管理における安全対策の推進

- ・シャッター・ドアの適切な安全確保及び維持管理を呼びかけるチラシ・ポスターの作成、ホームページへの注意喚起事例の掲載を行い、点検の日（6月1日）、安全の日（9月1日）を中心に、定期的な保守点検の実施や危害防止装置等が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。
- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習を実施するとともに、同保守点検専門技術者の新規認定、資格更新を実施する。
- ・一般財団法人日本建築防災協会の委託を受け、防火設備検査員講習の実技講習を実施する。また、防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的なWEB講習を実施する。

(4) 資料収集・普及事業

- ・シャッター・ドアの市場及び用途に関する調査を実施する。
- ・労働災害発生状況調査を実施する。
- ・浸水防止用設備等の防災・減災に寄与する製品の普及に努める。
- ・防犯製品に関する情報収集・提供、普及に努める。
- ・会報・ホームページによる情報提供に努める。

- ・優秀工事従業者等の協会表彰を行うとともに、優秀施工者の国土交通大臣顕彰及び不動産・建設経済局長顕彰に関し推薦を行う。
- ・スチールドアに関する全国研修会を行う。
- ・シャッター施工に関する総合的なテキストの別冊改訂版を刊行する。

(5) 調査研究事業

- ・シャッター・ドアに関する LCCO2 の原単位の整備を検討する。

2 評定登録講習事業

所定の性能を有するシャッター及びドアに関する認定、登録並びにシャッター及びドアに関する人材育成等を行う。

(1) 所定の性能を有するシャッター及びドアの認定、登録等

- ・遮炎遮煙性能に関し国の認定を受けた構造方法 CAS の使用承認を行う。また、顧客ニーズの多様化等に対応するため、新たに大臣認定を取得した CAS-1279 の普及に向けた取り組みを進める。
- ・一般社団法人日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と合同で、連動機構・装置等の自主評定を行う。
- ・警察庁等で組織する官民合同会議に参画し、防犯性能の高い建物部品の自主評定を行う。

(2) シャッター及びドアの保守点検に関する人材育成

- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習を実施する。
- ・防火シャッター・ドア保守点検専門技術者の新規認定、資格更新を行う。

(3) 防火設備検査員に関わる講習の実施

- ・一般財団法人日本建築防災協会からの委託を受け、防火設備検査員講習における実技講習を実施する。
- ・防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的な WEB 講習を実施する。

(4) 技能検定試験等の実施

- ・前年度に引き続き、シャッター施工職種の技能検定試験を着実に実施する。
- ・協会資格試験合格者を技能士に移行させるための特例講習を実施する。

3 シャッター及びドアのストック対策の推進

- ・防火設備検査員講習の実技講習を一般財団法人日本建

築防災協会から受託し、実施する。また、防火設備検査員を対象とした、実務能力の向上を図るための実践的な WEB 講習を実施する。

- ・シャッター・ドアの適切な安全確保及び維持管理を呼びかけるチラシ・ポスターの作成、ホームページへの注意喚起事例の掲載を行い、点検の日（6月1日）、安全の日（9月1日）を中心に、定期的な保守点検の実施や危害防止装置等が未設置のシャッターの解消を図るための取り組みを進める。

4 担い手の確保・育成

- ・シャッター施工職種の技能検定試験を着実に実施する。
- ・協会資格試験合格者を技能士に移行させるための特例講習を実施する。
- ・シャッター施工に関する総合的なテキストの別冊改訂版を刊行する。
- ・建設キャリアアップシステム、登録基幹技能者制度の導入に向けた検討を進める。

5 防災・減災、防犯に寄与する製品の普及

- ・浸水防止用設備パネル型の技術標準を策定する。
- ・浸水防止用設備に関するポスター、チラシを作成し、会員各社と連携して浸水防止用設備の普及と定期的な保守点検の実施を促すための取り組みを進める。
- ・窓シャッターの技術標準を改定する。
- ・防犯に寄与する製品に関するポスター、チラシデータを作成し、会員各社と連携して防犯製品の普及に向けた取り組みを進める。

6 会員サービスの取り組み

- ・協会会員からの要望に対し、当協会としての会員サービスの取り組みを検討していく。
- ・賛助会員の技術・製品に関する説明会を実施する。

これらの事業を推進するため、協会活動の基盤である会員の拡充を図るとともに、必要に応じ、学識者、行政関係者、関係団体役職員の参画を求めて、会員の協力による委員会を組織する。

また、各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局体制を整備するとともに、その効率的な運用に努めるものとする。

木下元会長、ご逝去

当協会の元会長である木下和彦氏が、さる2月3日に逝去されました。
今号では故木下元会長の功績を紹介します。

木下元会長の主な経歴

| | | |
|-------|------------------|-------------|
| 1972年 | 三和シャッター工業(株) | 入社 |
| 2003年 | 三和シャッター工業(株) | 執行役員 |
| 2006年 | 三和タジマ(株) | 社長 |
| 2009年 | 三和シャッター工業(株) | 副社長 |
| 2010年 | 三和シャッター工業(株) | 社長 |
| 2014年 | 三和シャッター工業(株) | 副会長 |
| 2014年 | (一社)日本シャッター・ドア協会 | 理事・副会長 |
| 2016年 | (一社)日本シャッター・ドア協会 | 理事・会長(第10代) |



木下和彦 元会長

木下元会長の協会での功績

木下和彦氏は、一般社団法人日本シャッター・ドア協会において、制度整備と基準づくりを中心に協会活動を力強く推進されました。2016年に第10代会長に就任されると、同年6月に施行された防火設備定期検査報告制度への対応に注力され、検査員養成体制の整備や講習事業の推進を通じて、制度の円滑な導入と定着に尽力されました。

また近年頻発する水害への対応として、防災事業の一環である浸水防止用設備に着目し、設置基準や性能基準が未整備であった分野において、協会主導による基準づくりやJIS化に向けた検討を推進されました。これらの取り組みは、その後の協会活動においても継承・発展され、近年の防火・防災分野における諸施策の展開へとつながっています。

NEWS

「令和8年度 シャッター施工技能検定試験」の実施について

当協会が指定試験機関として実施する「シャッター施工技能検定試験」が2年目を迎えました。

初年度となる昨年度は、1級・2級・3級試験合格者616名、特例講習(※)合格者162名、合わせて778名の国家資格者が誕生しました。

令和8年度の1級及び2級の学科試験、3級の学科試験及び実技試験(判断等試験)の受検申請は5月8日に締め切っており、今年も札幌・東京・大阪・福岡の全国4カ所で試験が実施されます。

今後のスケジュールは、以下のとおりとなります。

【スケジュール】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 令和8年6月18日 | : 3級学科・実技試験(判断等試験) |
| 令和8年7月1日 | : 1級・2級学科試験 |
| 令和8年8月5日 | : 1級・2級・3級学科試験・3級実技試験(判断等試験)合格者発表 |
| 令和8年9月~12月 | : 1級・2級実技試験(製作等作業試験) |
| 令和9年1月25日 | : 1級・2級実技試験(製作等作業試験)合格者発表 |
| 令和9年1月末 | : 合格証書公布 |

詳細については、協会ホームページのニュースより「令和8年度シャッター施工技能検定について」をご参照ください。



令和7年度に実施された実技試験

※特例講習：協会試験であったシャッター施工技能者資格認定試験に合格した方をシャッター施工技能検定合格者へ移行させる措置。

有限会社共栄シャッター

当社は、メーカーを問わない柔軟な施工・修理技術を軸に、24時間365日の緊急対応体制で東京、神奈川、千葉、埼玉の主要エリアを中心にサービスを展開しています。渋谷・青山通りに面した利便性の高い拠点を活かし、都市部の急なトラブルにも迅速に駆けつける機動力が弊社の自慢です。また、現場力の向上とスタッフの働きやすさを両立するため、組織のアップデートにも積極的に取り組んでいます。

専用の業務アプリを導入し、現場情報のリアルタイム共有や業務効率化を推進。加えて、時代に即した就業規則の刷新など、柔軟な制度設計を行うことで、スタッフが常に最高のパフォーマンスを発揮できる環境を整えております。

青山という、魅力的な飲食店が軒を連ねる刺激的な街に身を置きながら、私たちは技術も組織も常に新しさを取り入れ、進化し続けています。同業の皆様とも手を取り合い、業界のさらなる発展に貢献してまいりたいと考えています。

JSDA に期待すること

日頃より、新制度の迅速な告知や労災事例の共有など、現場の安全と適正な運営を支える貴重な情報を発信していただき、深く感謝申し上げます。特に、最新の法規制や事故事例をいち早く把握できることは、弊社にとって安全管理の指針となっております。今後は、共有いただいた労災事例に対し、「他社では具体的にどのような安全対策や教育を導入したのか」といった一歩踏み込んだ事例紹介を期待しております。

業界全体で具体的な改善策をナレッジとして共有しあえるプラットフォームがより強固になれば、事業全体の発展と事故の未然防止に大きく寄与するものと確信しております。



所在地：東京都渋谷区渋谷 1-7-5
事業概要：シャッター、
防火扉等のメンテナンス
および管理



代表取締役
天羽 俊介 氏

ナブコシステム株式会社

ナブコシステム株式会社は、1957年の設立以来、「安全・安心且つ快適」な空間づくりを使命とし、国内シェア約50%を誇るNABCO自動ドアを核に事業を展開してまいりました。自動ドアに加え、ステンレス建具・高速シャッタードア・セキュリティ設備・防火設備など幅広い製品群を取り揃え、設計・施工からアフターメンテナンスまで一貫対応できる体制が当社の強みです。今後は配送ロボットや案内ロボットとの連動による自動開閉制御など、ロボット社会に対応した次世代ソリューションにも積極的に取り組み、「安全・安心且つ快適」の理念のもと、皆さまに信頼され続ける企業を目指してまいります。

JSDA に期待すること

各省庁からの重要情報や業界内の技術情報など有益な情報をご提供いただいております。今後も協会内での情報共有により会社の収益に繋がる情報交換ができればと考えております。今後共宜しくお願いいたします。



所在地：東京都千代田区霞が関 3-2-5
霞が関ビルディング 32階
事業概要：ナブテスコの東日本地区総代理店です。「安全・安心且つ快適」を使命に、NABCO自動ドア核としたエントランスの空間創りを提案し、一貫したサービスを提供しております。



営業開発部長
細井 裕一 氏

物流効率化法の改正 ～改正内容と企業対応のポイント～

荷主・物流事業者に対する規制の措置として、2024年5月に法律の名称が「流通業務総合効率化法」から「物流効率化法」へ変更されました。その後、2025年4月にはすべての事業者に対して物流効率化に関する取り組みの努力義務が課され、今年4月からは一定規模以上の事業者に対して法的義務が課されています。

すべての荷主・物流事業者の努力義務について (2025年度)

すべての荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務が課せられました。また、国は「積載効率の向上等」「荷待ち時間の短縮」「荷役等時間の短縮」「実効性確保」について適切に取り組めるよう、必要な指導や助言を行います。さらに、トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のために必要があると認める時は調査を行い、その結果の公表を行うこととされています。

努力義務と主な取り組み内容

荷主・物流事業者は、トラックドライバーの荷待ち時間等の短縮や運転者一人当たりの積載効率を高めるよう努めなければなりません。

| 努力義務 | 各主体の努力義務対象 | | | | | | 取組内容（抜粋） |
|--|------------------|------------------|--------------------------|-------------|------|------|--|
| | 第一種荷主 （主に発荷主） | 第二種荷主 （主に着荷主） | 連鎖事業者 （フランチャイズチェーン本部） | 貨物自動車運送事業者等 | 倉庫業者 | それ以外 | |
| 1.積載効率の向上 1回の運送でトラックに積載する貨物量を増加する | ○ | ○ | ○ | ○ | | | <ul style="list-style-type: none"> 複数荷主の貨物の積み合わせ 繁閑差の平準化、納品日の集約 物流・販売・調達等関連部門の連携 |
| 2.荷待ち時間の短縮 ドライバーが到着した時間から荷役等の開始時間までの待ち時間を短縮する | ○ | ○ | ○ | | ○ | | <ul style="list-style-type: none"> トラック予約受付システムの導入 混雑日時を回避した日時設定 |
| 3.荷役等時間の短縮 荷役（荷積み・荷卸し）等の開始から終了までの時間を短縮する | ○ | ○ | | | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 輸送用器具導入による荷役等の効率化 パレット標準化 タグ導入等による検品の効率化 事前出荷情報の活用 |
| 4.実効性の確保 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | <ul style="list-style-type: none"> 責任者の選任、社内教育体制 取組の実施状況・効果の把握 物流データの標準化の取組 関係事業者間での連携推進 |

一定の規模以上の荷主・物流事業者の指定と取り組むべき事項 (2026年度)

特定事業者の指定

一定規模以上の荷主・物流事業者等は「特定事業者」として指定され、中長期的な計画の作成、物流統括管理者の選任（特定荷主及び特定連鎖化事業者のみ）、定期の報告等が義務付けられます。また、努力義務の実施状況が不十分な場合、国が勧告・命令を実施します。

各事業者の特定事業者への指定基準値は、以下のとおりです。

| | | |
|--|--|---|
| <p>特定第一種荷主</p> <p>取扱貨物の重量</p> <p>9万トン以上</p> <p>貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業者に運送を行わせた貨物の合計の重量（各年度）</p> | <p>特定第二種荷主</p> <p>取扱貨物の重量</p> <p>9万トン以上</p> <p>自らの事業に関して、次に掲げる貨物の合計の重量（各年度）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 運転者から受け取る貨物2. 他の者をして運転者から受け取らせる貨物3. 運転者に引き渡す貨物4. 他の者をして運転者に引き渡させる貨物 | <p>特定連鎖化事業者</p> <p>取扱貨物の重量</p> <p>9万トン以上</p> <p>次に掲げる貨物の合計の重量（各年度）</p> <ol style="list-style-type: none">1. 連鎖対象者が運転者から受け取る貨物2. 連鎖対象者が他の者をして運転者から受け取らせる貨物 |
| <p>特定貨物自動車運送事業者等</p> <p>保有車両台数</p> <p>150台以上</p> <p>年度末において保有する事業用自動車の台数</p> | <p>特定倉庫業者</p> <p>貨物の保管量</p> <p>70万トン以上</p> <p>倉庫に入庫された貨物の合計の重量（各年度）</p> | |

取り組むべき事項

「中長期計画の作成」

特定事業者は、定期的に判断基準を踏まえた措置の実施に関する中長期的な計画を作成することが義務付けられます。

「定期報告」

特定事業者は、指定を受けた翌年度以降の毎年度、「努力義務」の実施の状況に関して、報告する必要があります。

「物流統括管理者（CLO）の選任」

特定荷主及び特定連鎖化事業者は、物流統括管理者の選任が義務付けられます。

一定規模以上の特定事業者に対する勧告・命令

特定事業者は、努力義務として課せられる措置に関する取組状況が、国が示す判断基準に照らして著しく不十分である場合、国から当該措置を取るべき旨を勧告されることがあります。

「報告徴収」

努力義務として課せられる措置に関する取組状況が著しく不十分な場合、勧告・命令をするために必要な限度で報告徴収や立入検査を行う場合があります。

「公表・命令」

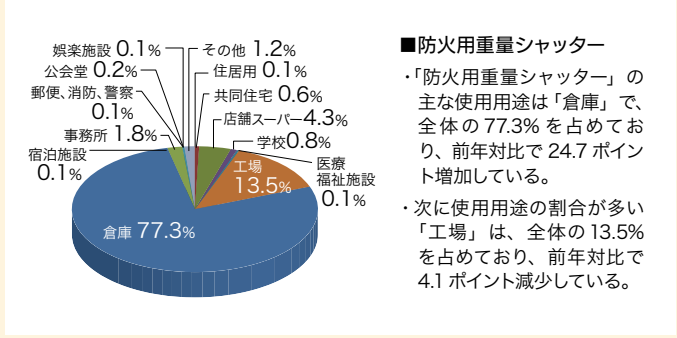
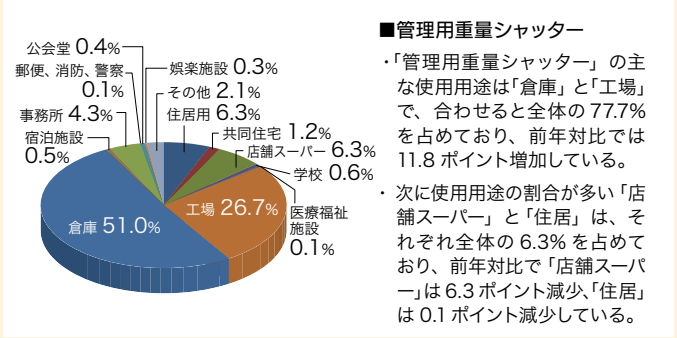
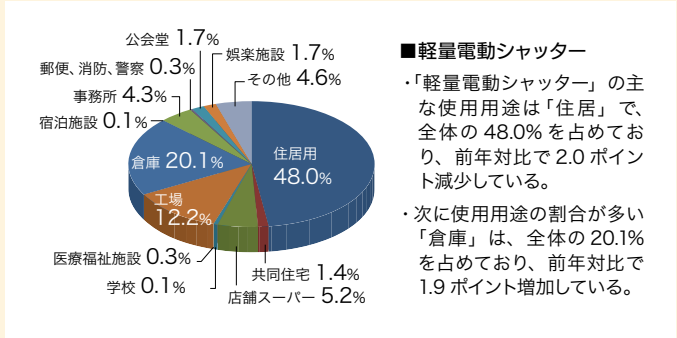
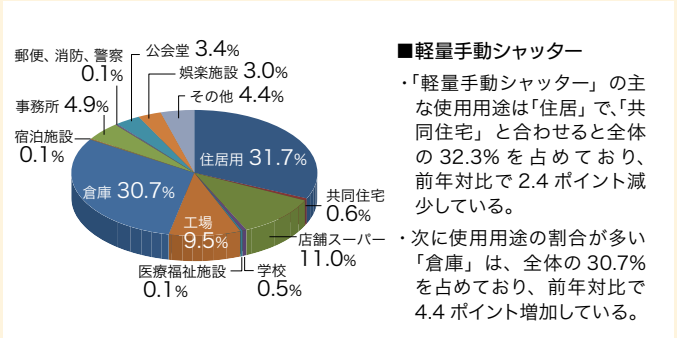
勧告に従わなかったときはその旨が公表され、さらに、正当な理由なく措置をとらなかった時は、当該措置を取るべきことを命令されることがあります。命令に違反した時には、百万円以下の罰金が科せられます。

引用：「物流効率化法」理解促進ポータルサイト

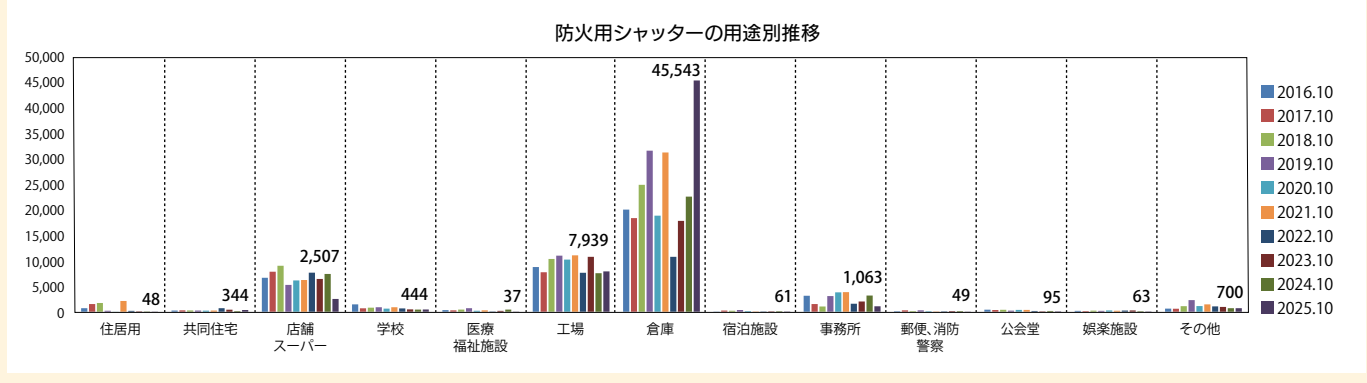
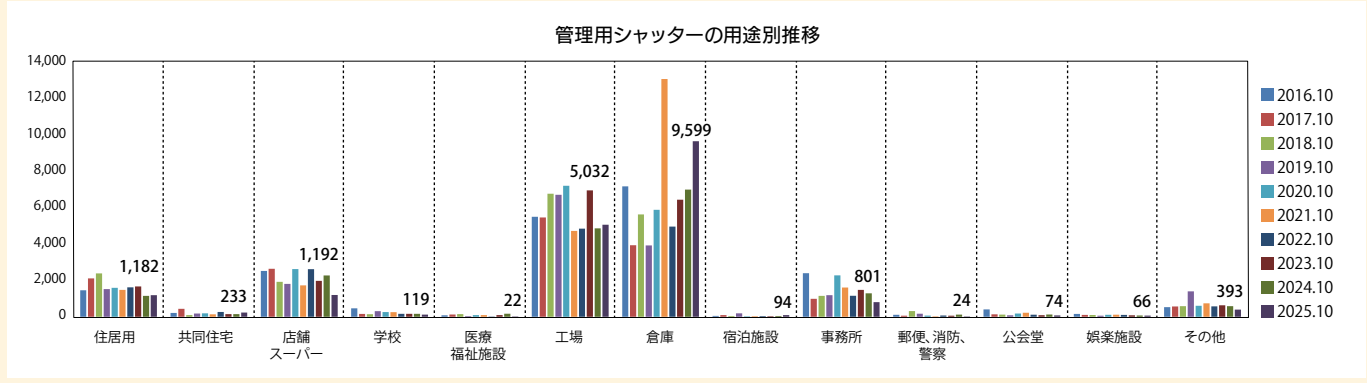
シャッターの使用状況調査 2025

2010年より毎年、業務委員会で調査しているシャッターの使用状況調査について、2025年分の一部を抜粋して紹介します。この調査は、年間を通じて平均的なデータを収集できる毎年10月の1ヶ月の売上物件データをもとに、各種シャッターの建物別用途別の使用状況と年推移等をデータ化しています。なお、調査概要については15ページ下を参照ください。

◆製品別用途別使用状況

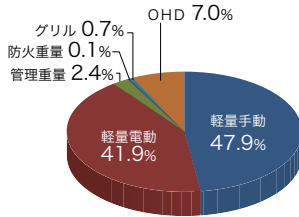


◆管理用 & 防火用重量シャッターの用途別推移



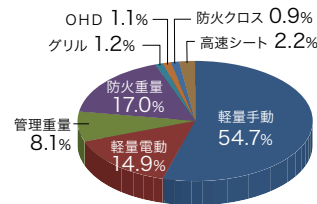
◆主な用途別仕様製品状況

■住居



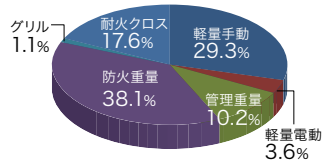
- ・「住居」に設置される製品は、軽量シャッターの合計が89.8%を占めており、前年対比では0.1ポイント増加している。
- ・軽量手動シャッターは前年対比2.5ポイント減少した一方で、軽量電動シャッターは2.6ポイント増加している。

■店舗



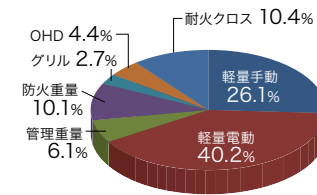
- ・「店舗」に設置される製品は、軽量シャッターの合計が全体の69.6%を占めており、前年対比では12.5ポイント増加している。
- ・重量シャッターの合計は全体の25.1%を占めており、前年対比では14.1ポイント減少している。

■学校



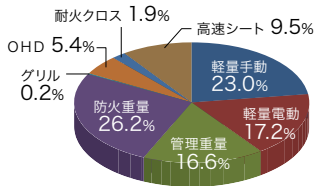
- ・「学校」に設置される製品は、防火用重量シャッターが全体の38.1%を占めており、前年対比では0.4ポイント減少している。
- ・軽量シャッターの合計は前年対比で4.4ポイント増加しているが、重量シャッターの合計は5.0ポイント減少している。

■医療福祉施設



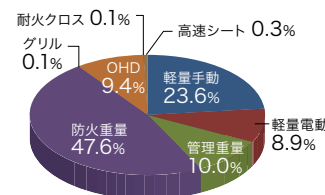
- ・「医療福祉施設」に設置される製品は、重量シャッターの合計が全体の16.2%を占めており、前年対比では46.0ポイント減少している。
- ・一方で、軽量シャッターの合計は前年対比で36.1ポイント増加している。

■工場



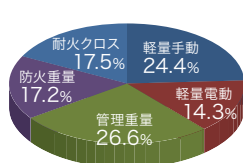
- ・「工場」に設置される製品は、重量シャッターの合計が全体の42.8%、軽量シャッターの合計が全体の40.2%を占めている。
- ・前年対比では、重量シャッターの合計が2.0ポイント増加する一方、軽量シャッターの合計は4.0ポイント減少している。

■倉庫



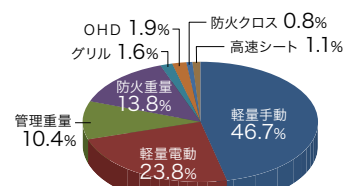
- ・「倉庫」に設置される製品は、軽量シャッターの合計が32.5%、重量シャッターの合計が全体の57.6%を占めている。
- ・前年対比では、軽量シャッターの合計が11.4ポイント減少する一方で、重量シャッターの合計が13.8ポイント増加している。

■宿泊施設



- ・「宿泊施設」に設置される製品は、重量シャッターの合計が全体の43.8%、軽量シャッターの合計が全体の38.7%を占めている。
- ・前年対比では、軽量手動シャッターが2.3ポイント増加している一方で、軽量電動シャッターも5.0ポイント増加している。

■事務所



- ・「事務所」に設置される製品は、軽量シャッターの合計が全体の70.5%、重量シャッターの合計が24.2%を占めている。
- ・前年対比では、軽量シャッターの合計が28.2ポイント減少する一方で、重量シャッターの合計は23.4ポイント増加している。

調査概要

1. シャッターの種類：

軽量シャッター、軽量電動シャッター、管理用重量シャッター、防火用重量シャッター（特定防火設備）、グリルシャッター（軽量、重量とも）、オーバーヘッドドア、耐火クロススクリーン、高速シートシャッター

2. 集計単位：売上数量（㎡）

3. 建物用途区分：

- ①住居用、②共同住宅、③店舗・スーパー・百貨店、④学校、⑤医療・福祉施設、⑥工場、⑦倉庫、⑧宿泊施設（下宿、寄宿舎含む）、⑨事務所、⑩郵便局、消防署、警察署、駅舎、空港、⑪公会堂・集会所・博物館・美術館・研究所・寺院・教会、⑫娯楽施設（体育館、浴場、劇場、球場、映画館含む）、⑬その他

4. 調査地区：47 都道府県

5. 調査期間：2025 年 10 月（1 ヶ月間）の売上物件

6. 調査協力企業：当協会会員（12 社）



四天王寺 五重塔（大阪府）

四天王寺は、593年（推古天皇元年）、**聖徳太子により創建された日本仏教最初の官寺**と伝えられています。大阪・天王寺の地に建立されて以来、国家鎮護と人々の安寧を願う寺院として、1400年以上にわたり信仰を集めてきました。

境内の中心に建つ**五重塔**は、中門・五重塔・金堂・講堂を南北一直線に配し回廊でぐるりと囲んだ構造の、いわゆる**「四天王寺式伽藍配置」（現在の中心伽藍）**の中核を成す建造物です。この簡明で象徴性の高い配置は、日本仏教寺院の原型として広く知られています。

四天王寺はその長い歴史の中で、幾度も火災や戦災に見舞われてきました。現在の五重塔は、1945年の大阪大空襲による焼失の後、**1959年（昭和34年）に再建**されたものです。外観は伝統的な塔の姿を今に伝えつつ、安全性や耐久性を考慮した近代的な構造によって再建されました。

この五重塔は、単なる歴史的建造物ではなく、戦後復興期の人々の思いと、文化を未来へ継承しようとする姿勢を象徴する存在でもあります。失われてもなお建て直し、再び人々の拠り所とする――その積み重ねこそが、四天王寺の歩んできた歴史と言えるでしょう。

伝統と再生の物語を静かに伝える四天王寺の五重塔は、今なお大阪の街を見守り続けています。

（四天王寺公式ホームページ参照）

JSDA会報 2026年・初夏号

発行日：2026年7月 通巻第71号

発行者：一般社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-7-14 VORT 九段 7F

tel.03-3288-1281 (代) /fax.03-3288-1282

URL:<https://www.jsd-a.or.jp>